四日市市公共下水道管路施設包括維持管理業務委託
公募型プロポーザル実施要領

１．業務の概要について

（１）業務名

四日市市公共下水道管路施設包括維持管理業務委託

（２）業務の目的

予防保全型の維持管理を遂行するにあたり、下水道管路施設等の維持管理に係る業務等を、一括して複数年にわたり委託することで、下水道管路施設等の良好な機能維持及び維持管理を効率化し、市民サービスの向上や職員の負担軽減を図る。

また、同業務内で必要な施設の点検調査を行い、本契約期間以降の維持管理計画を策定することにより、計画的かつ効率的な維持管理、老朽化対策を行うことを目的とする。

（３）業務内容

「維持管理業務」

・管路のつまり解消、取付管の更生、マンホールポンプ清掃、人孔上部改築　など

「ストックマネジメント業務」

・管路・人孔点検調査等、点検調査結果の資料作成、管路の健全度評価、長期修繕計画の立案　など

（４）見積り限度額

６５８,４８８,６００円　（２１９,４９６,２００円／年　債務負担、３年間）

（５）業務期間

令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで

２．プロポーザル方式採用理由について

プロポーザル方式は、事業者の技術力や企画力などにより業務成果やサービスに差が生じる業務に適用するものであり、業務成果やサービスについて自由に企画・提案してもらい、その中から優れた企画・提案能力のあるものを選ぶことにより、市民サービスの向上、施設管理の高度化となる幅広い提案が期待できる。

このようなことからプロポーザル方式を採用するものである。

３．実施形式について

広く公募して多くの参加者の中から最も適した事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

４．参加資格について

プロポーザルに参加する者（以下、「参加者」という。）は、次に掲げる事項の全てを満たすものとする。

（１）　公告日において、四日市市請負工事入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

（２）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項又は第２項の規定に該当する者でないこと。

（３）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者でないこと。

（４）　公告日から、当該案件の契約の相手方の選定までの間、本市から入札参加資格停止または入札参加保留の措置を受けていないこと。

（５）　四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２０年四日市市告示第２８号）第２条第９号に規定する関係者でないもの。

（６）　参加意向申出書の提出期限までに、次に掲げる条件を満たすものであること。

A）参加者は国、地方公共団体が発注する次の業務について元請として行った業務実績を有すること。参加グループを結成する場合、グループで下記（ア）（イ）（ウ）（エ）を満たし、かつ、その構成員は（ア）（イ）（ウ）（エ）いずれかの実績を有していること。

なお、参加意向申出書の提出期限までに業務完了済みのものとし、平成２６年度以降のものとする。

（ア）「下水道ストックマネジメント計画」もしくは「下水道管路長寿命化計画」策定業務の同種業務の実績。

（イ）下水道本管の目視点検業務、潜行調査業務、カメラ調査業務、これらすべての実績。

（ウ）高圧洗浄車及び吸泥車を用いた内径200ｍｍ以上の下水道本管のつまり清掃の実績。

（エ）取付管更生工事の実績。１工事における実施箇所数が１０箇所工事以上の工事を対象とする。

B）次に掲げる資格を有する者を業務実施場所に配置できるものであること。

下記のａ）及びｂ）の資格については、公益財団法人日本下水道管路管理業協会が認定する資格とする。

ａ）統括責任者：「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」
基本的に現場代理人を兼ねるものとする。

ｂ）主任技術者：「国家資格者（土木　２級以上)」

ｃ）管理技術者：技術士「上下水道部門-下水道」、「総合技術管理部門-下水道」又はＲＣＣＭ「下水道部門」

ｄ）作業主任者：酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

５．募集方法について

四日市市上下水道局のホームページ上で、実施要領、企画提案書作成要領、特記仕様書等を公表する。

６．候補者決定までの流れについて

公募型プロポーザル方式フロー図

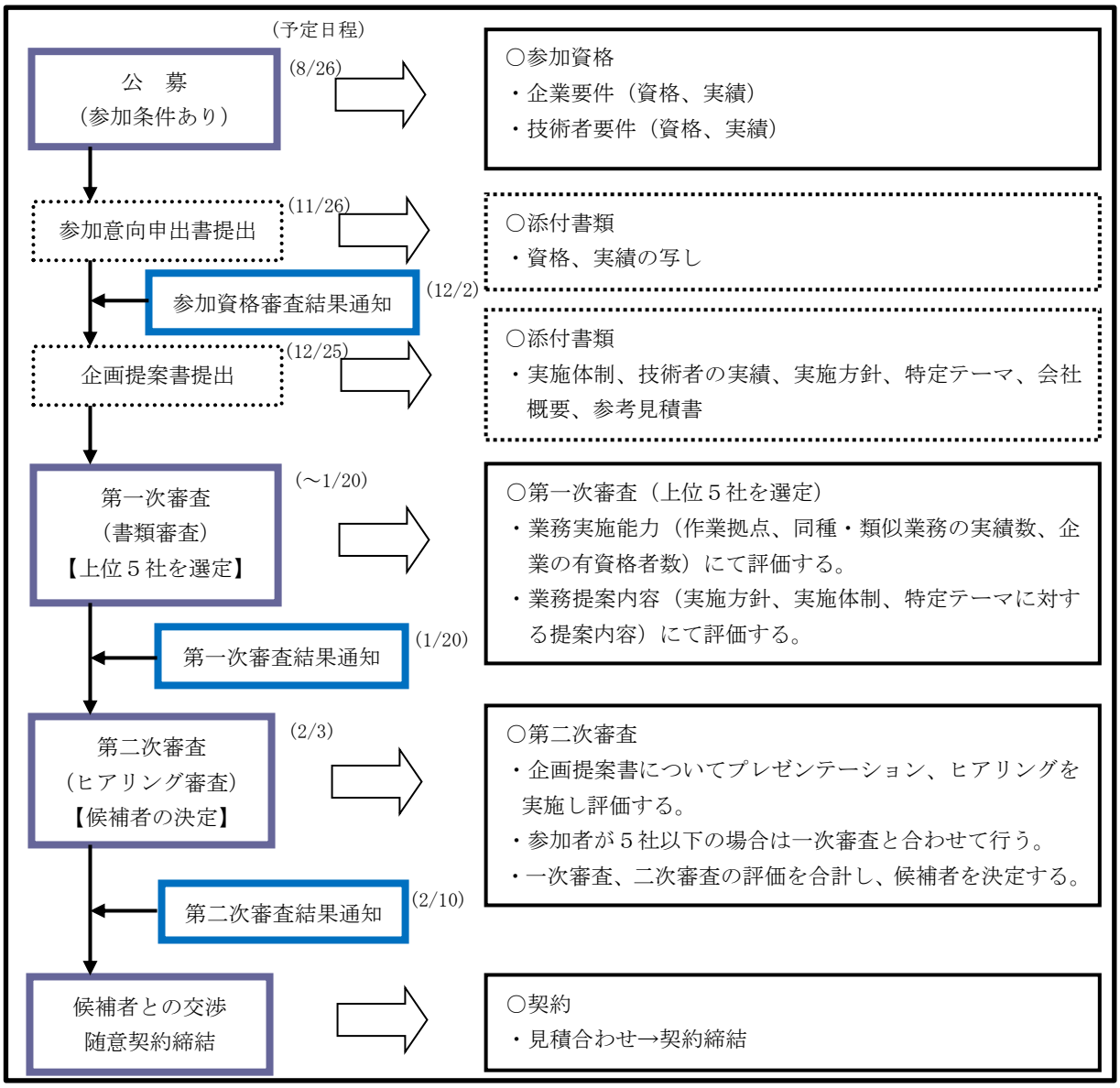

7．日程（予定）について

日程	内容
令和　6年　8月　26日（月）	参加者募集の公告、実施要領等の公表
令和　6年 10月　 7日（月）	実施要領等に関する質問受付期限
令和　6年 11月　26日（火）	参加意向申出書及び参加資格確認書類の提出期限
令和　6年 12月　 2日（月）	参加資格確認結果の通知
令和　6年 12月　25日（水）	企画提案書類の受付期限
令和　7年　1月　20日（月）	第一次審査
令和　7年　2月　 3日（月）	第二次審査
令和　7年　2月　10日（月）	業者選定結果の公表及び通知

※参加が 5 社以下の場合、第二次審査を第一次審査に合わせて行う。審査日程の変更は、対象者にのみ通知する。

※説明会は開催しない。

8．質疑・回答について

質問は、原則電子メール（様式１　Word 形式）により受け付ける。回答は電子メールにより、全ての質疑回答を全参加者に対して通知する。

9．参加申込・資格審査について

様式 2「参加意向申出書」及び添付書類（様式 3「会社概要書及び業務経歴書」、様式 4「営業所等作業拠点表」、様式 5「保有する技術者の状況」）を持参し提出する。参加資格審査結果は、各参加者へ様式 6「参加資格審査結果通知書」にて郵送及び電子メールにより通知する。

１０．企画提案書の提出について

企画提案書は「企画提案書作成要領」（別紙参照）を参照の上、一括して持参し７部（正副の区別なし）提出する。分割提出は認めない。

１１．書類提出方法について

参加意向申出書、企画提案書とも、

〒510-0076　四日市市堀木１丁目３番 18 号　四日市市上下水道局４階　技術部　下水維持課に持参する。

書類は期限当日の午後５時までに提出すること。

１２．審査について

審査委員会を設置し、「審査要項」（別紙参照）により審査を行う。

１３．審査結果の通知について

（１）第一次審査：各参加者へ様式 11「プロポーザル審査結果通知書（第一次）」にて郵送及び電子メールにより通知する。第二次審査の対象となった参加者には第二次審査の日時等を添付する。第二次審査の対象とならなかった参加者（６位以降）には以下の内容を添付する。

○通知相手先の点数

○第５位の点数

（２）第二次審査：第二次審査参加者へ様式 11「プロポーザル審査結果通知書（第二次）」にて以下の内容を添付し郵送及び電子メールにより通知する。

○通知相手先の順位と総合点数
○候補者の名称と総合点数
○他の参加者の総合点数（名称は伏せる）

１４．提出書類の取り扱いについて
（１）提出書類は各参加者へ返還しない。
（２）提出書類の著作権は、各参加者に帰属するが、法令等に基づき、各参加者の許諾を得た上で公表する場合がある。

１５．情報公開及び提供について
・情報公開：四日市市上下水道局ホームページに以下の情報を掲載する。
○候補者決定前：実施要領、企画提案書作成要領、審査要項、特記仕様書等
○候補者決定後：参加者名、決定された候補者名

１６．問い合わせ先について
四日市市上下水道局　技術部　下水維持課
TEL:059-354-8370/FAX:059-354-8303
電子メール：gesuiiji@city.yokkaichi.mie.jp（送受信を電話で確認すること）

１７．その他
（１）必要経費の負担：プロポーザルに要する経費は各参加者の負担とする。
（２）辞退の取扱い：参加を取り下げる場合は速やかに様式10「辞退届」を提出し、その旨連絡すること。辞退により不都合な取り扱いはしない。
（３）失格事項：次のいずれかに該当する場合は失格とする。
○定めたられた提出方法、提出先、期限に適合しない場合。
○提出内容に虚偽がある場合。
○参加者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合。
（４）審査結果の説明希望：審査結果について説明を希望される参加者は、通知書に記載された期日までにその旨を記載した書面を提出すること。